会計	繰越	検算			
○	○	○	○	○	○

(その1)

収支報告書

※該当箇所に☑すること

(ふりがな)

1 政治団体の名称　にっぽんいしんのかい さんぎいんひれいくだいさんじゅうよんしぶ
日本維新の会参議院比例区第34支部

2 主たる事務所の所在地　〒329-2722
栃木県那須塩原市西朝日町15番12号

受付 第　号 29.5.31 栃木県選挙管理委員会

3 代表者の氏名　渡辺喜美

4 会計責任者の氏名　岡本憲一　5 平成28年分

事務担当者の氏名　岡本憲一　(電話)0287-36-3636

事務担当者の氏名　(電話)

政治団体の区分
□ 政党
☑ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☑ 2以上の都道府県の区域等
□ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　渡辺喜美
公職の種類　参議院議員(現職)

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	平成　年　月　日から
	平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

資金管理団体の指定の有無(12月31日又は解散時点)		
□ 有	公職の種類	
☑ 無	資金管理団体の届出をした者の氏名	

(※)資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※	
受付	
審査	
入力	
番号	
修正	

受付 29.6.20 収支公開室 第　号

2173

003990

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

（単位：円）

	十億			百万			千			円
収　入　総　額				5	2	4	3	0	0	0
（前年からの繰越額）										0
（本年の収入額）				5	2	4	3	0	0	0
支　出　総　額				3	0	9	5	3	4	2
翌年への繰越額				2	1	4	7	6	5	8

２　収入項目別金額の内訳

（単位：円）

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金　額											0
人　員											0人

(2) 寄　附													
①　寄附（②を除く。）の区分	金					額（円）						備　考	
			十億			百万			千			円	
(ｱ) 個人からの寄附							2	4	3	0	0	0	
（うち特定寄附）												0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附												0	
(ｳ) 政治団体からの寄附												0	
小計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)							2	4	3	0	0	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）												0	
②　政党匿名寄附												0	
合計　（①＋②）							2	4	3	0	0	0	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（円）												年月日			主たる事務所の所在地	備考
			十億			百万			千			円					
日本維新の会本部						2	5	0	0	0	0	0	28	10	25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
日本維新の会 本部						2	5	0	0	0	0	0	28	12	22	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
この頁の小計						5	0	0	0	0	0	0					
合計						5	0	0	0	0	0	0					

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	①.個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体		
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（円）（十億／百万／千／円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
渡辺喜美	3,000	28-5-31	栃木県那須塩原市西朝日町15-12	無職	
渡辺喜美	2,400,000	28-12-15	栃木県那須塩原市西朝日町15-12	国会議員	
	(2,403,000)				
この頁の小計	2,403,000				
その他の寄附	0				
合計	2,403,000				

（注１）同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載して下さい。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。
（注３）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（円）											備考	
			十億			百万			千			円	
1 経常経費													
(1) 人件費												0	
(2) 光熱水費												0	
(3) 備品・消耗品費						1	1	3	0	6	0	5	
(4) 事務所費							3	6	1	3	9	7	
小計						1	4	9	2	0	0	2	
2 政治活動費													
(1) 組織活動費							2	8	3	5	4	0	
(2) 選挙関係費													
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						1	3	1	9	8	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費													
イ 宣伝事業費						1	3	1	9	8	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費													
エ その他の事業費													
(4) 調査研究費													
(5) 寄附・交付金													
(6) その他の経費													
小計						1	6	0	3	3	4	0	
合計						3	0	9	5	3	4	2	

(注)　本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
ガソリン代	7,639,0	28.9.5	(有)吉田屋商店	栃木県那須塩原市西栄町1-8		
コピー代	1,244,8	28.9.5	(株)澤田書店	栃木県那須塩原市西大和2-42		
印刷代	196,020	28.9.5	(株)松井ピ・テ・オ・印刷	栃木県宇都宮市陽東5-9-21		
ガソリン代	5,336,0	28.10.5	(有)吉田屋商店	栃木県那須塩原市西栄町1-8		
コピー代	2,048,4	28.10.5	(株)澤田書店	栃木県那須塩原市西大和2-42		
DATA保存用NAS3TB一式	99,900	28.10.5	(株)澤田書店	栃木県那須塩原市西大和2-42		
ガソリン代	3,900,0	28.11.4	(有)吉田屋商店	栃木県那須塩原市西栄町1-8		
コピー代	1,195,0	28.11.4	(株)澤田書店	栃木県那須塩原市西大和2-42		
印刷代	133,92	28.11.4	(株)松井ピ・テ・オ印刷	栃木県宇都宮市陽東5-9-21		
印刷代	21,060	28.11.7	(有)光陽社	栃木県那須塩原市東町2-4		
ガソリン代	1,166,6	28.11.7	(有)星商事	栃木県那須塩原市西原町7-25		
スリッパ代	1,548	28.11.23	(株)ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条1-2-3		
ガソリン代	5,142,0	28.12.5	(有)吉田屋商店	栃木県那須塩原市西栄町1-8		
ガソリン代	14,375	28.12.5	(有)星商事	栃木県那須塩原市西原町7-25		
封筒代	35,100	28.12.5	(株)アド・ワークス	栃木県那須烏山市中央1-11-17		
この頁の小計	66,854,13					
その他の支出						
合計						

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。

(注2) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、資金管理団体にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額（円）（十億・百万・千・円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー代	5,678円	28/12/5	(株)澤田書店	栃木県那須塩原市西大和2-42	
印刷代	94,500	28/12/6	(株)松井ピ・テ・ホ・印刷	栃木県宇都宮市陽東5-9-21	
写真代	15,169	28/12/13	サトーカメラ西那須野店	栃木県那須塩原市本郷屋4-4	
ガソリン代	19,580	28/12/29	(有)吉田屋商店	栃木県那須塩原市西栄町1-8	
ガソリン代	16,827	28/12/29	(有)星商事	栃木県那須塩原市西原町7-25	
写真代	14,040	28/12/29	(株)山光堂	栃木県那須塩原市永田町2-17	
この頁の小計	393,902				
その他の支出	68,190				
合計	1,130,605				

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。
(注2) 国会議員関係政治団体にあっては1万円超の支出、資金管理団体にあっては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵便料	1,033円	28.9.1	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵便料	1,344円	28.9.26	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便料	2,136円	28.11.14	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
消火栓修理代	17,215円	28.11.28	消火栓標識(株)	東京都江東区平野2-3-1	
手帖代	16,100円	28.12.5	大槻デザイニング(株)	東京都江東区牡丹3-28-1	
事務所家賃	240,000円	28.12.15	温故知新の会	栃木県那須塩原市西新日町15-12	
看板代	25,920円	28.12.30	(株)高木ペイント工芸	栃木県那須塩原市東町1	
この頁の小計	344,383円				
その他の支出	17,014円				
合計	361,397円				

（注１） 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。

（注２） 国会議員関係政治団体にあっては１万円超の支出、資金管理団体にあっては５万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（ 旅費交通費 ）		
支出の目的	金額（円） 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	5,920				
合計	5,920				

（注１） 国会議員関係政治団体にあっては１万円超の支出、その他にあっては５万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費（通信費）	
支出の目的	金額（円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
後納郵便料	224,320	28/12/19	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	224,320				
その他の支出	0				
合計	224,320				

(注１) 国会議員関係政治団体にあっては１万円超の支出、その他にあっては５万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注２) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費（宣伝自動車リース料・維持費）		
支出の目的	金額（円）（十億・百万・千・円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
スピーカー他リース料	9,980,200	28.11.25	前金川電機工業	栃木県那須塩原市西原町7-13	
レンタカー代	1,336,680	28.11.25	前金川電機工業	栃木県那須塩原市西原町7-13	
レンタカー看板代	1,765,120	28.11.25	前金川電機工業	栃木県那須塩原市西原町7-13	
リース料	1,116,000	28.12.1	㈱グリーンオート	神奈川県足柄上郡大井町上大井262-4	
この頁の小計	13,198,000				
その他の支出	0				
合計	13,198,000				

（注１） 国会議員関係政治団体にあっては１万円超の支出、その他にあっては５万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年5月31日

政治団体の名称　~~日本~~維新の会参議院比例区第34支部

会計責任者の氏名　岡本憲一　岡本　㊞

代表者の氏名（代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）

㊞

（注）　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

平成２９年５月３０日

日本維新の会参議院比例区第34支部
代表　渡辺喜美　殿

登録政治資金監査人　川手信行

登　録　番　号　　第2044号
研修終了年月日　　平成21年6月9日

1　監査の概要

(1)私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第 34 支部の平成２８年に係る法第１２条１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

(4)この政治資金監査は、日本維新の会参議院比例区第 34 支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

(2)法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3)法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

日本維新の会参議院比例区第 34 支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院比例区第 34 支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上